平成２７年（フ）第３９号
宮城県栗原市若柳字川南八木146番地
破産者　沼倉　幸子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８号
山形県東根市温泉町１丁目10番３号
破産者　髙橋　　進
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
群馬県太田市植木野町811番地１　シエル・エトワーレ105号
破産者　髙岸　正嗣
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２４号
群馬県館林市苗木町1761番地の42
破産者　船山　友久
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４１９号
相模原市南区古淵２丁目２番16―308号
破産者　坂井　哲二
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１０３６号
名古屋市千種区内山３丁目13番12号　シャンポール千種208号、開始決定時の住所名古屋市昭和区八事富士見1611番地　サンハイツ八事ふじみＤ棟308号
破産者　伊藤　雅幸
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６０号
愛知県日進市梅森町新田135番地177、従前の住所愛知県日進市梅森町北田面751番地５
破産者　松本　　聡
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５５２号
名古屋市中川区東起町３丁目17番地　ラ・メゾンエスポワール207号
破産者　清水　　忍
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２９号
愛知県小牧市多気中町274番地
破産者　小林　康秋
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
愛知県清須市東須ヶ口182番地　ニューライフ新川２Ｆ－Ｂ
破産者　佐藤　　学
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８号
愛知県清須市東須ヶ口182番地ニューライフ新川２Ｆ－Ｂ
破産者　佐藤由里子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３号
名古屋市中川区法華２丁目９番地　アンコールヴィラ303、従前の住所名古屋市熱田区四番２丁目14番16号
破産者　高月　初美
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５１号
大阪市浪速区日本橋５―16―５―406
破産者　蔭地　茂規
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６５号
大阪市旭区大宮５丁目７番15―511号、前住所大阪市旭区高殿７丁目10番12号
破産者　小阪真太郎
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４８号
大阪市城東区関目２丁目８番４―707号、開始決定時大阪府守口市東郷通３丁目11番25―617号
破産者　南野　直樹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８６号
大阪府豊中市本町３丁目14番６―301号
破産者　山田　弘志
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６６号
大阪府守口市寺方元町１丁目10番１―205号、前住所大阪府守口市西郷通１丁目３番８号、大阪府守口市大枝東町19番13号
破産者　とうふの喜八こと　岩佐　　忠
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６２号
大阪市港区八幡屋２丁目６番１―913号
破産者　横山　　積
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６９号
大阪府豊中市庄内栄町５―５―26、住民票上の住所兵庫県尼崎市椎堂１丁目23番８号ノースコート101号
破産者　りらく豊中庄内店こと　能津　国雄
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部